

子どもの権利擁護に関するワーキングチーム とりまとめ

令和3年5月 27 日

はじめに

我が国が平成6年に児童の権利に関する条約を批准してから 25 年以上が経過し、この間、子どもを取り巻く社会環境は大きく変化してきている。

たとえば、子どもの権利に対する重大な侵害である児童虐待について、条約を批准した平成6年度における児童相談所の虐待相談対応件数は 1,961 件であったところ、以後は年々増加の一途を辿り、令和元年度には 19 万 3,780 件に達している。死亡事例や重症事例も依然として発生しており、適切なアセスメントを行い必要な場合には躊躇なく一時保護することなどが求められるが、中には、子ども自身の意見が適切に反映されずに危険に陥っている事例もあることが指摘されている。また、平成 21 年度には社会的養護関係施設における被措置児童等虐待を防止するために届出・通告等の制度が法定化されたが、同制度の実施状況を見ると、平成 30 年度には全国で 95 件のケースで虐待の事実が認められている。

このような状況に対して、これまでも累次の制度改正等が行われてきたが、近年、子どもへの支援のあり方を考えるうえで、子どもの権利擁護の重要性が改めて指摘されている。

まず、平成 28 年3月の「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」報告書(以下「平成 28 年報告書」という。)では、児童福祉政策の基本理念として子どもの権利保障を位置付けることの重要性が指摘された。この報告書を受けて「児童福祉法等の一部を改正する法律」(以下「平成 28 年改正法」という。)により児童福祉法第一条の理念規定が見直され、児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有すること等が明確化された。加えて、個々のケースについて子どもの権利を擁護する仕組みを整備するために、自治体が設置する児童福祉審議会を活用するための所要の規定の整備が行われた。

その後も、「新しい社会的養育ビジョン」(平成 29 年8月)、「市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループとりまとめ」(平成 30 年 12 月)等において、子どもの意見表明を支援する仕組みや権利擁護機関のあり方など、子どもの権利擁護を図るための施策について

継続的に検討が重ねられてきた。

そうした流れの中で、平成 30 年 7 月には「都道府県社会的養育推進計画」の策定要領がまとめられた。これを受け、平成 31 年度末までに各自治体が社会的養育関連施策全般にわたる新たな計画を策定しており、その中には意見聴取・アドボカシーを含む子どもの権利擁護の取組も記載されたところである。また、様々な問題が指摘されている一時保護についても、平成 30 年 7 月に「一時保護ガイドライン」が策定され、子どもの権利擁護を前提とした適切な保護を行うための対策が進められている。

そのような中、令和元年 6 月に成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」(以下「令和元年改正法」という。)附則第 7 条第 4 項において、子どもの意見を聴く機会の確保、意見表明支援の仕組みの構築、権利擁護の仕組み等が改めて検討事項とされた。

※ 令和元年改正法附則第 7 条第 4 項

政府は、この法律の施行後二年を目途として、児童の保護及び支援に当たって、児童の意見を聴く機会及び児童が自ら意見を述べるができる機会の確保、当該機会における児童を支援する仕組みの構築、児童の権利を擁護する仕組みの構築その他の児童の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるための措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

これらの経緯を踏まえ、「子どもの権利擁護に関するワーキングチーム」(以下「ワーキングチーム」という。)が設置され、令和元年 12 月から 11 回にわたり議論を行った。ワーキングチームでは、社会的養護の経験者や、子どもの権利擁護に関して先駆的に取り組んでいる民間機関・自治体等の関係者からのヒアリングを実施し、また、児童養護施設、児童自立支援施設、一時保護所や里親のもとで生活している子どもからも直接意見を聴き、子どもの意見表明権の保障のあり方、権利擁護の仕組みのあり方等を検討し、目指すべき方向性を整理した。

今後、とりまとめに沿って、制度的な対応も含め、国において速やかに必要な措置を講じるべきである。

1. 基本的な考え方

平成 28 年改正法による改正後の児童福祉法第 1 条では、子どもの権利保障を同法の理念として明確に位置付けている。すなわち、子どもは単に保護される客体として存在するのではなく、権利を享有し行使する主体であり、一人の独立した人格として尊重されなければならないことが明らかにされた。

また、子どもの権利を守り、福祉を保障するためには、保護者、市民、国や地方公共団体といった社会全体が子どもの意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮していくことが求められる。このため、同法第2条では、このことを全ての国民の努力義務として規定している。

※ 児童福祉法(抜粋)

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

こういった考え方は、児童の権利に関する条約を基礎として、子ども家庭福祉分野の制度全体に通ずるものとして明らかにされたのであり、在宅で暮らす子どもも含めて広く子どもの権利擁護に関する各種の施策を推進していくうえで、常に基本とされなければならない。

また、障害者基本法第1条には「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」との理念が規定されており、障害児をも包含した権利擁護の仕組みを構築すべきである。

2. 子どもの意見表明権の保障

「私たち抜きに私たちのことを決めないで」(Nothing about us without us)というメッセージがあるように、子どもの最善の利益を優先して考慮した福祉の保障を実現するには、子どもが意見を表明する機会が確保され、周囲の関係者が意見を聴き、適切に考慮・反映する環境が整えられることが前提となる。

これを社会的養護の分野について言えば、児童相談所などが子どもに影響を及ぼす重要な意思決定を行う場面や、日頃の生活の場面において、子どもが意見を表明できる手続を整備し、行政の決定や支援のあり方を決めるうえでの子どもの参画を保障することが必要である。ワーキングチームが実施した子どもからの意見聴取(以下「子どもからの意見聴取」という。)でも、児童相談所の担当ケースワーカーや施設職員が丁寧に意見を聴いてくれたことや、一時保護所において「この先どうなるか、意見を尊重してくれた」こと、「「あなたはどうか」と聞いてくれた」こと等についての肯定的な声があった。

他方で、子どもの中には、大人に意見を表明することへの抵抗感や、自分の

考えや思いを意見として整理して表明することへの困難を感じるものが少なくない。子どもからの意見聴取では、「自分自身の権利について知らされていない」、「大人を信用できない」、「相談した後のことが心配」、「ケースワークの進捗状況を知らされない」、「多忙なケースワーカーに対して遠慮してしまう」等の声があったように、大人や制度の側に様々な要因があることが伺える。特に、大人に対して根強い不信感をもっている被虐待経験のある子ども、社会的養護のもとで生活している子どもは、対面で意見を表明する場面になると、緊張したり、精神的に混乱したり、無口になったりと、意見表明が困難になる場合があることが考えられる。また障害児や乳幼児など、言語による意思表示が難しい子どももいる。したがって、子どもが意見表明するうえでの障壁を取り除くとともに、そのような子どもの状態について理解があり、言語やそれによらない意見の表明を理解しようとする姿勢を持ち、年齢・発達・程度・障害の状態等に応じた支援を行うことができる者が意見表明を支援する仕組みもあわせて構築することが必要である。また、子ども自身が意見表明支援を受けられることを知ることが重要であり、自治体は様々な機会を捉えて子どもに対する説明を行うことが必要である。

さらには、子どもに影響を与える制度・政策を検討するプロセスへの子どもの参画を保障することで、個々のケースにおける子どもの参画とあいまって、社会の様々なシステムに子どもの意見が考慮されるように取り組んでいく必要がある。こうした取組を推進していくうえでは、社会的養護の当事者団体の活動の一層の活性化が重要であると考えられ、そのための支援の強化も必要である。

なお、本来、意見表明、意見表明の支援、政策決定プロセスへの参画といったことは全ての子どもを対象に考えていく必要があるが、まずは、児童福祉分野、特に児童相談所のかかわる子どもを念頭に、それらの仕組みを検討していくこととする。

(1) 個別のケースにおける意見表明

① 措置・一時保護の決定の場面

【措置】

在宅指導、里親委託、施設入所、指定発達支援医療機関への委託といった措置は、虐待等を経験した子どものその後の育成環境を決める重大な決定である。児童相談所には、決定に先立って、子どもの年齢や発達に応じた適切な説明を尽くすことを前提に、子どもの意見を十分に聴いて措置の要否や内容を

判断することが求められる。

現行の児童相談所運営指針にも「援助を行う場合には、子どもや保護者等に、その理由、方法等について十分説明し、子どもや保護者等の意見を聴き、基本的には合意の上で行う。」と定められており、令和2年度に厚生労働省が全国の児童相談所に対して実施した調査（以下「実態把握調査」という。）によれば、措置の決定に際して意向等聴取の手続を設けている児童相談所は全体の82%、意向等を考慮・反映する手続を設けている児童相談所は全体の59%となっている。

こうした対応が必要なことを法令で明らかにするため、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下「都道府県等」という。）が在宅指導・里親委託・施設入所・指定発達支援医療機関への委託の措置を採る場合には、子どもの年齢等に合わせた適切な方法によりあらかじめ子どもの意見を聴取しなければならないことを児童福祉法に規定するべきである。また、これらの措置の停止、解除及び他の措置への変更を行う場合や、措置の期間を更新する場合についても、同様に子どもに与える影響は大きいものであり、あらかじめ意見を聴取しなければならないことを規定するべきである。なお、これらは個々の行政処分に係る意見聴取であるが、里親委託又は施設入所措置がされている場合においても、担当する児童福祉司や児童心理司が子どもと継続的に関わることは重要であり、通常的面会による支援に加えて、少なくとも半年に1回は措置の変更や継続に関する説明と意見の聴取を行うべきである。

自立援助ホームについては契約に基づいて入所する施設であるが、入所にあたっては児童相談所が調整を行うことから、措置と同様、自立援助ホームの利用調整を行う場合にはあらかじめ子どもの意見を聴取すべきである。

なお、「意見を聴取する」際には、形式的に意見聴取の機会を確保するだけでなく、子どもの年齢や発達の状況を踏まえた適切な方法や支援により、子どもの意見表明が実質的に確保されることが必要である。その上で、個別具体のケースで措置等をする場合においては、都道府県等の責任において、子どもの意見を尊重しつつ最善の利益を優先して考慮して対応するべきであり、その具体的な方法に関しては、児童相談所運営指針等に明記して徹底していくべきである。

【一時保護】

一時保護は、子どもにとっては親と引き離される経験であり、権利制約を伴うものであることから、子どもの意見を聴くことが重要であることは措置と同様である。子どもからの意見聴取の中でも、「嫌だ」と言ったら「仕方がない」と説明された」、「一時保護所のことを事前に知りたかった」、「正直に言ってほしか

った」、「1日だけと言われたが長期間いる」などの声があったことを踏まえ、適切な説明を前提にして今以上に子どもの意見をしっかりと聴いて対応していくべきである。他方で、子どもの安全を迅速に確保するために行われる一時保護については、全てのケースで決定に先立って意見聴取の機会を確保することは難しいと考えられる。

したがって、一時保護に関しては、その決定に際して子どもの意見を聴くことを原則としつつも、緊急保護などあらかじめ意見を聴くことが難しい場合には、事後速やかに意見を聴くこととすべきである。その際、一時保護ガイドラインに定められている説明の内容(※)を徹底するとともに、3. で述べる権利擁護の仕組みを活用して子ども本人が権利擁護機関に申し立てることができる旨を説明するなどして、決定に不満がある子どもが事後に意見表明する機会を確保すべきである。

また、一時保護を解除する場合にあっても、子どもの意見を聴くこととすべきである。

なお、「児童相談所における一時保護の手続等の在り方に関する検討会」とりまとめ(令和3年4月 22 日)では、一時保護に関する司法審査の在り方について、「できる限り早期に一時保護開始の判断について新たな司法審査の導入を実現すべきである。」とされており、今後、関係省庁等において検討を行うこととされている。一時保護に関する子どもの意見聴取については、今後検討される司法審査との関係を整理していくことも必要である。

※ 一時保護ガイドライン(抜粋)

一時保護の決定に当たっては、子どもの権利擁護の観点から子どもや保護者に一時保護の理由、目的、予定されるおおむねの期間、入所中の生活、一時保護中の児童相談所長の権限等について、また、保護者に2か月を超えて引き続き一時保護を行う場合の手続等について説明し、同意を得て行うことが望ましい。ただし、緊急保護の場合等子どもの安全確保等のため必要と認められる場合には保護者の同意は必須ではない。この場合にも、子どもへの説明は十分に行う必要がある。

このほか、子どもからの意見聴取では「一時保護所に来る前は誰にも話していなかった」、「189 は知らない」といった声があり、児童相談所に助けを求められることを子どもが知らないという状況も伺えた。児童相談所は子どもの権利を守る場所であり、相談したり逃げ込んだりしてもよいということを子ども自身に知ってもらうための努力が必要である。

【児童相談所等における職員の専門性の向上】

児童相談所の職員は、子どもの発達状況を捉えた適切な支援を行うための専門的な知識、技術及び態度を身につけることが不可欠であり、資格の創設その他資質の向上策について検討していくべきである。

加えて、子どもの意見を聴くことが義務となる中で、子どもの意見聴取が形骸化せず実効性のある運用がなされるためには、児童相談所や一時保護所の職員が子どもの意見表明権に対する理解を深め、適切な意見聴取及びそれを尊重しつつ子どもの最善の利益を優先して考慮した決定ができるだけの技量を身につけることが不可欠である。現在、児童福祉司の任用前講習では子どもの権利について科目を設けているなど一定の対応が図られているが、上記の法整備が行われた際には、その趣旨等が適切に理解されるよう、研修カリキュラムに盛り込むべきである。

なお、措置や一時保護はあくまでも子どもの最善の利益を優先して考慮したうえで決定すべきものであり、時には子どもの表明した意見と最善の利益に乖離が生じることもある。そのような場合に、子どもの意見を聴いて対応したからといって、その結果の責任を子どもに転嫁するようなことはあってはならない。児童相談所等の職員は、子どもの意に反する意思決定を行う場合、その決定が子どもの最善の利益を守るためには必要であることを丁寧に説明すべきであり、そうした考え方について研修等を通じて徹底することが必要である。

また、子どもの意見が十分に聴かれない背景には、児童相談所や一時保護所の業務負担が過重であり、一人ひとりの子どもに十分な時間をかけて対応することが難しいという事情もあることから、人員体制の強化にも引き続き取り組んでいくことが必要である。

②自立支援計画の策定の場面

乳児院、児童養護施設等の児童福祉施設では、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」(以下「運営基準」という。)により、入所する個々の児童についての自立支援計画の策定が義務づけられている。自立支援計画は、子ども本人の自立に向けた短期・長期の目標を設定し、施設としての支援方針を定めるものであり、当面の施設での生活や、退所後の生活、進路、家族との関係等を考えるきっかけとなるものである。このような計画の性質上、子どもの意見を十分に聴いたうえで策定することが求められるが、現行制度ではこのことが明確になっていない。

子どもからの意見聴取の中でも、自立支援計画策定に当たり、「意見を聴かれていないと思う」、という声や、そもそも自立支援計画を「知らない」、「作られていないと思う」という声があった。

このため、自立支援計画は子どもの意見を聴いたうえで策定しなければならないことを運営基準などの法令に定めるべきである。子どもの意見を聴く具体的な手法としては、担当ケアワーカー等の職員が開催する計画策定会議に子ども本人が参加するなどが考えられ、施設の運営指針等に位置付けて対応を促していくべきである。

また、里親に委託する児童については児童相談所が自立支援計画を作ることになっている。既に児童福祉法第 11 条第 1 項第 2 号ト(5)には「児童及びその保護者並びに里親の意見を聴いて」計画を作成することが定められているが、これがより実効あるものとなるよう、会議に子ども本人が参加するなどの方法を里親委託ガイドライン等に位置付けて推進していくべきである。

③日常生活の場面

措置や一時保護をされた後も、里親家庭・施設や一時保護所での生活の中で虐待などを受けた場合はもちろん、子どもが不満等を持った場合も想定し、支援等に関して子どもが意見を表明する機会を常に確保しておく必要がある。

既に施設や一時保護所においては、意見箱の設置、意見や相談を受け付けるための窓口の設置や第三者委員の設置など、生活上の問題について子どもの意見を受け止めるための多様なルートが設けられている。特に児童福祉施設は、運営基準により、入所している子ども又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じることが義務づけられている。

他方で、例えば一時保護所においては、厚生労働省の平成 29 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「一時保護された子どもの権利保障の実態等に関する調査研究」において子どもからの苦情や意見を把握するための取組を児童相談所に調査したところ「日頃から子どもとのラポール形成に取り組んでいる」との回答が最も多くを占めており、実態として形式的な意見聴取にとどまっているのではないかと指摘もされている。

施設や一時保護所においては、これら子どもの意見を聴取するための既存の取組の評価を行いながら実効あるものとしていくとともに、形骸化しないよう、職員は研修等を通じて、子どもの意見を聴く上での基礎的な態度等を身に付けていくべきである。あわせて、施設や一時保護所の第三者評価を通じて、こうした措置の実効性を担保していくべきである。

さらに、実態把握調査によれば、児童相談所は子どもの意向聴取に関して「聴取側の体制が不足している」、「児童相談所や施設職員が聴き取ると中立的な立場でない」等の課題を感じており、このことも踏まえ、施設・里親家庭や

一時保護所における生活上の問題に関しても、④で後述する意見表明支援を担う者（以下「意見表明支援員」という。）の関与を促進していくべきである。

なお、障害児入所施設に契約で入所している子どもにおいても、意見を聴かれる機会が確保されることは重要である。

④意見表明支援

【国・自治体の役割】

子どもは単独では意見を形成して外部に表明することが難しい場合もあり、意見表明の機会を確保しても、適切な意見表明支援が伴わなければ仕組みが有効に機能しないケースが生じ得る。このため、意見表明支援員の活動がそれらの機会に関与し、子どもの意見を代弁することで、子どもの意見が適切に関係機関に届けられるような仕組みを整備する必要がある。

上述のとおり、子どもの意見表明は措置や一時保護の決定、自立支援計画の策定、施設等における日常生活上の問題といった、社会的養護全般の様々な場面で想定されるものである。したがって、意見表明支援が行われるための環境整備についても、社会的養護施策を立案・実施する主体である都道府県等の役割として位置付ける必要がある。具体的には、児童福祉法上、都道府県等は、意見表明を支援する者の配置など子どもの意見表明を支援する環境の整備に努めなければならない旨を規定するべきである。さらに、こうした規定を踏まえた自治体の取り組み状況を踏まえつつ、意見表明支援員の配置義務化についても着実に検討を進めていくべきである。

また、現在、国の「子どもの権利擁護に係る実証モデル事業」により、都道府県等が子どもの意見表明を受け止める体制を構築する事業費に一定の予算措置がされており、意見表明支援員の養成に要する経費や活動に要する経費も対象になっている。こうした事業を拡充して、各自治体の主体的な取組が進展することは重要であり、国はその一層の推進に努めるべきである。

なお、「意見表明支援員」の用語はこれまでの調査研究事業等において仮称として用いていたものであるが、「支援」を受けることに抵抗を感じる子どももいることを考慮し、「支援」という語を用いないより適切な呼称を検討すべきであるとの意見があった。

【意見表明支援員の配置】

既に各地で実施されている意見表明支援の先行事例を見ると、民間の弁護士や NPO 法人が養成した市民が活動している例もあれば、児童相談所に勤務する弁護士が一時保護所を訪問し、そこで生活する子どもの意見を聴き取

った上で、支援等の改善につなげているといった例もある。

意見表明支援員は、行政機関や児童福祉施設に対して子どもの意見を代弁し、時にはそれらの機関が行う決定や子どもの支援等について見直しや改善を働きかける役割を担うものであることから、それらの機関との間に利害関係が無いという意味での独立性が求められる。

このため、意見表明支援の実施は児童相談所等とは別の機関が担うことを基本とすべきであり、地域の弁護士会推薦の弁護士や福祉専門職団体などの児童福祉に関わる職能団体、NPO法人、社会的養護の当事者団体など、適切な機関に都道府県等が委託する、あるいは補助をするなどの方法を採用すべきである。

なお、地域によっては意見表明支援を担う地域資源が開発されていないなど、直ちに民間機関の活用が難しい場合も想定される。このため、民間機関の活用を基本としつつも、都道府県等の実情に応じた担い手の確保が可能となるよう、柔軟な制度設計とする必要がある。

【意見表明支援員の活動】

意見表明支援員の活動内容は、主に①～③で述べた子どもの意見表明の機会において、子ども本人や関係機関からの要請に応じて、又は定期的に子どもを訪問し、子どもの考えや思いを傾聴したうえで、関係機関への伝え方を一緒に考えたり、必要な場合には、子どもの同意を得て代わりに伝えたりすることが基本である。加えて、支援の具体的な方針等について、子どもに寄り添って児童相談所や施設に働きかけ、子どもの意見との調整を図ることもある。

例えば、里親委託・施設入所の措置を決定、停止、解除又は変更する場面では、児童相談所における援助方針会議等の決定の場において、あるいはその場に先立って、子どもの意見を児童相談所に伝え、意見が適切に考慮されるように働きかけるといった対応が考えられる。

また、施設入所の措置が採られた子どもの自立支援計画を策定する際には、②で述べた計画策定プロセスにおける子どもの意見聴取の機会に意見表明支援員も同席して支援するといった対応が考えられる。

さらに、里親家庭、施設や一時保護所で暮らしている子どもに対しては、定期的に訪問して生活における悩みや不満などを傾聴し、必要に応じて里親や施設職員等と協議し、支援の改善を促すといった対応が考えられる。

これらに加え、3. で後述する子どもの権利擁護機関が整備された場合には、権利侵害に係る子どもからの申立てプロセスにおいて、意見表明支援員が子どもの主張を代弁していくことが考えられる。

厚生労働省の令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「アドボケ

イト制度の構築に関する調査研究」によれば、意見表明支援を実践する上での基本原則として「エンパワメント」、「子ども中心」、「独立性」、「守秘」、「平等」、「子どもの参画」が挙げられているが、これらは上記の活動を行ううえで常に求められるものである。

また、こうした活動は学齢期の子どもはもとより、言葉により意見を表明することが難しい障害児や乳幼児にとっても必要なものであり、年齢等で一律に対象を区切ることは適当でないことに留意が必要である。

このように、意見表明支援員の活動には多様な場面が考えられるが、現時点では実践例が乏しく、取組の効果検証も不十分な状況である。このため、まずは実証モデル事業により様々な事例を蓄積させながら、それぞれの場面に応じた効果的な活動手法等を示していくことが必要である。

また、こういった活動が有効に機能するには、子どもへの説明と子どもからのアクセスの確保が不可欠である。児童相談所職員は、措置等の決定をする際はもとより、様々な機会を捉えて、子どもに対して意見表明支援員の趣旨や利用方法等を説明するべきである。また、里親、施設職員、一時保護所職員といった子どもの生活場面で関わる関係者も、意見表明支援員について説明し、必要な場合に子どもが利用できるよう促していくべきである。

【意見表明支援の環境】

子どもからの意見聴取によれば、どのような環境で意見を聴いてほしいかについては、「1対1で個別に聴いてほしい」、「個室など周囲に聴かれる心配の無い環境のほうが話しやすい」、「施設の外がよい」、「公園など開放的な環境のほうが話しやすい」、「遊びながらなどフレンドリーな雰囲気のほうが話しやすい」などの様々な意見が寄せられた。意見表明しやすい環境は子どもによって様々であるので、意見表明支援員は画一的に対応するのではなく、個々の子どものニーズに応じて場所や方法に関して柔軟に対応することが求められる。

【意見表明支援員の資質】

意見表明支援員は子どもと信頼関係を築き、行政機関や里親・施設からは独立した立場から子どもの意見を代弁する役割を担うものであり、一定の専門性が必要である。既にアドボカシーについて先駆的に活動している団体では、弁護士等の専門職、社会的養護の経験者、NPO 法人等が実施する研修を修了した市民など、多様な主体が意見表明支援に携わっているが、子どもの意見表明支援について求められる専門性に鑑みれば、適切な支援を行うためには一定の研修を修了することが必要である。

このため、意見表明支援員として活動するには、都道府県等が定める養成研修を修了することとし、当該研修カリキュラムにおいて、子どもの権利擁護や意見表明支援に関する基本的な考え方、実践のノウハウなどを学べるようにすべきである。

具体的な研修カリキュラムについては、全ての自治体で一定水準が担保されるよう、既に取り組みされている民間のプロジェクトや自治体のモデル事業における養成研修の内容も参考にしながら、国において標準的な内容をガイドライン等で定めるべきである。少なくとも、意見表明支援に関する基本的考え方や、「エンパワメント」、「子ども中心」、「独立性」、「守秘」、「平等」、「子どもの参画」という意見表明支援の基本原則を理解し身につけることが必要である。

また、年齢や障害があることにより意思表示が難しい子どももいるが、そのような子どもの思いを酌み取り、関係機関に対して代弁する機能も求められている。研修等を通じて、そのためのスキルを持つ人材を養成していくことも必要である。

さらに、適切な意見表明支援を実施していくためには、高い専門性を有する有識者や相応の経験を積んだ意見表明支援員（スーパーバイザー）による指導・教育を通じて、継続的に意見表明支援のスキルを向上させていくことが重要であり、スーパーバイズを受けられる体制整備が必要である。

なお、上記①（措置等の決定）の場面や、3. で後述する権利擁護機関に子どもから救済を申し立てる場面においては、児童福祉法等の定める制度に関する知識が必要となり、そうした知識を前提とする行政機関とのやりとりが発生するケースも多いと考えられることから、ソーシャルワークや司法に関する資質を備えた専門職等が意見表明支援を行うことが望ましいと考えられる。他方で、上記③（日常生活）の場面においては、過去に類似の経験を持つ社会的養護経験者が有力な担い手として考えられるほか、研修を修了した市民の参画を促進するなど、より幅広い担い手を量的に確保していくことが重要になると考えられる。都道府県等は、意見表明支援が必要な場面の多様性を踏まえ、ケースに応じて最適な支援者が派遣されるよう、多様な担い手の確保に努めるべきである。

以上は意見表明支援員の資質に関する基本的事項であるが、子どもからの意見聴取によれば、「優しい人がよい」、「同じ経験を持つ人がよい」、「ここを退所した人がよい」、「嘘や隠し事をしない人がよい」、「秘密を守ってくれる人がよい」、「同性がよい」、「年齢が近い人がよい」、「専門的な知識と経験のある人がよい」、「親や関係者に通じていない人がよい」、「信頼関係がある人がよい」などの様々な意見が寄せられた。このように意見表明支援員に求める資質は子どもによって様々であるので、こうした意見を踏まえ、多様な属性の意見

表明支援員を確保していくことが望まれる。

【その他】

このほか、意見表明支援の活動が適切に展開されるためには、民間機関における個人情報の取り扱い、記録の作成・保管など、運用上の様々な課題が想定される。このため、これまでに実施してきた調査研究や実証モデル事業の成果も踏まえて、実務上の留意点等を整理して通知等で示していくことが必要である。

また、児童相談所、里親、施設などの関係機関・関係者においては、子どもと真摯に向き合っているからこそ生じる子どもに対するマイナスの影響への心配、あるいは意見表明支援活動への理解の乏しさや新たな業務が生じることへの負担感などから、このような仕組みの導入に対する不安や抵抗感を感じていることも少なくない。関係機関・関係者にその意義や内容について十分に理解してもらうことが極めて重要であり、都道府県等は、研修の機会等を活用した教育・啓発にも取り組んでいくべきである。

(2) 政策決定プロセスへの子ども参画

① 子ども家庭福祉の政策決定プロセスへの参画

個々のケースにおける意見表明が保障されるのみならず、子ども家庭福祉に関する制度・政策を決定するプロセスへの子どもの参画を保障することで、子どもの権利が守られる環境を社会全体で作り出していくことが重要である。

子どもからの意見聴取でも、「自分たちのためではなく大人が仕事をしやすいようにルールが作られていると感じる」といった声があった。一方で、施設内のルールを子ども同士で討議して改訂した経験を「納得感が得られてとてもよかった」と評する声もあったように、自分自身に関する物事の決定プロセスに参加することは、より良い制度やルールに変えていくために重要であることはもちろんのこと、社会的養護のもとで暮らすことの納得感や自己肯定感を高める上でも非常に重要であると考えられる。

このため、都道府県等が子ども家庭福祉に関する制度・政策を検討する際には、社会的養護のもとで暮らす子ども・経験者を、都道府県等の諮問機関（児童福祉審議会等）の委員として任命したり、会議に参加してもらい意見を聴取したり、子ども・経験者へのヒアリングやインタビュー調査によるニーズ把握を支援の枠組みに組み込むなど、常に子ども・経験者の視点が制度・政策に反映されるような仕組みを設けておくべきである。

②社会的養育推進計画への参画

都道府県等の策定する社会的養育推進計画は、子どもの権利擁護（意見聴取・アドボカシー）、里親等委託の推進、一時保護改革、自立支援の推進といった社会的養育関連施策を包括的に計画するものであり、自治体が立案する政策の中でも社会的養護のもとにある子どもや経験者にとって最も関わりの深いものである。

既に計画の策定要領には、

- ・ 当事者である子ども（社会的養護経験者を含む。）の参画を得て意見を求めること
- ・ その際には、例えば複数人の参画とし、必要に応じて第三者による支援など、適切に意見表明ができるよう留意すること

と定められており、各自治体において、審議会等の計画策定委員への任命、アンケート調査、インタビューなどの多様な参画が行われている。

参画の手法については、子ども・経験者の負担感も考慮する必要があり、全国一律にルールを決めることには馴染まないが、子ども自身による決定を担保するためにも、審議会等の計画策定委員への任命を行っていない自治体においては極力任命する方向で検討するべきである。また、国は、自治体の取組状況を把握し、公表することを通じて、自治体における取組を推進するべきである。

また、実際に政策決定プロセスに関わった子ども・経験者からは、意見を表明しても行政の側から適切にフィードバックがされないといった問題が指摘されている。行政としては、意見を聞き置くのではなく、その反映結果や、反映できなかった場合はその理由などについて、丁寧に事後の説明を行い、納得感を得られるよう努めるべきである。

このほか、各地域で政策決定プロセスに参画している子ども・経験者が孤立しがちであり、安心感を持って参画できないことや、自治体においても参画のノウハウが共有されないといった問題も指摘されている。これについては、参画する人数や参画方法、匿名性の担保等の工夫が必要であり、参加者とともに参画のルールを構築することが望ましい。加えて、社会的養護の当事者団体の活動や、団体同士の交流活動などの機会を捉えて、各地域の社会的養育推進計画に係る情報交換を行い、発信の場を提供するなど、参画する子ども・経験者が孤立しないための後方支援を行っていくことが考えられる。

③その他の参画場面

①のほか、子ども・経験者が参画する場面としては、児童福祉審議会における被措置児童等虐待の審査や、3. で後述する権利侵害の審査において、審議会委員やオブザーバーとして事案に関わることなどが考えられる。

このほか、子ども・子育て支援の分野は社会的養育に限らず、様々な個別政策分野で自治体による計画策定・評価・見直し等のプロセスがある。そうした隣接する分野においても、社会的養護のもとにある子どもや経験者の視点を取り入れることは重要であり、各地域の実情に応じて参画のあり方を検討していくべきである。

④社会的養護の当事者団体の活動の活性化

①及び②で述べた政策決定プロセスへの子ども・経験者の参画を安定的・継続的なものとしていくためには、多くの子ども・経験者の声を集約し、集団としての意見を形成することが重要である。集団としての活動が後ろ盾となることで、代表として参画する子ども・経験者が孤立せず安心感を持って意見表明の場に臨めることにもなる。

こうした観点から、近年活発になっている当事者団体の活動の更なる活性化・安定化は極めて重要である。

令和2年度からは国としても「社会的養護出身者ネットワーク形成事業」として当事者団体の交流会に係る予算措置等の支援をはじめたところであるが、こうした事業の継続も含め、引き続き当事者団体の活動の活性化・安定化を図るための支援に取り組むべきである。

また、社会的養護のもとを離れた後の自立生活に係る課題等を解決するうえでは、ケアリーバーの声を集めることが重要となる。令和2年度にはケアリーバーに対する全国調査を国として実施したが、このようなケアリーバーの意見を集約し、政策立案に活かす取組を今後とも継続するとともに、各自治体においても実態把握から施策の評価・改善に結びつけるサイクルの構築に取り組んでいくべきである。

さらに、児童養護施設等においては退所者への相談支援が業務として位置付けられており、平成29年度創設の「社会的養護自立支援事業」により、児童相談所等に入所児童の自立に向けた継続支援計画を統括する支援コーディネーターを配置するとともに、民間団体への委託等により生活相談支援や自助グループ活動の育成支援を行うほか、令和3年度からは「里親等委託児童自立支援事業」としてフォスタリング機関にも自立支援担当職員を配置し、委託解除前から自立に向けた支援を行う取組がはじまっている。これら自立支援担当職員による施設入所・里親委託中からの自立支援や退所・委託解除後の

相談支援、退所者等の自助グループの育成などの取組は、自治体の体制整備状況に地域間格差が生じていることを踏まえ、更に進めていくべきである。今後、これらの自助グループと施設やフォスタリング機関の自立支援担当職員等が繋がり、退所者等への支援の輪が強化されることで、連続した一体的なネットワークが構築されることが望ましい。

なお、子どもからの意見聴取において「20歳までの措置延長の仕組みを知らない」との声もあったように、児童相談所は措置延長の仕組みについて適切に子どもに説明するとともに、必要な場合には積極的に活用することが求められる。

3. 権利擁護の仕組み

子どもの権利擁護については、児童の権利に関する条約を基礎として、児童福祉法第1条に「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」と規定され、また、同法第3条はこれを「児童の福祉を保障するための原理である」とし、さらには「すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。」と規定されている。

児童福祉法第1条の原理のもとでは、全ての子どもの権利が擁護される必要がある。それを果たすためには、

- ・ 子どもの権利や利益が守られているか、行政から独立した立場で監視すること
 - ・ 子どもの代弁者として、子どもの権利擁護の促進のために必要な法制度の改善の提案や勧告を行うこと
 - ・ 子ども自身からのものを含む子どもの権利に関する苦情申立てに対応して必要な救済を図ること
 - ・ 子どもの権利に関する教育や意識啓発等を行うこと
- といった機能が必要である。

本来、あらゆる子どもの権利擁護を司る行政から独立した機関を国に設置し、自治体に設置されている権利擁護機関とも連携しながら、社会において子どもの権利が保障されているかどうかを監視し、子どもが暮らす中で受ける権利侵害の事案について調査や審議を行い子どもの権利が回復されるよう意見具申等すること、子どもに関する制度について権利擁護の観点から政策提言を行うこと、子どもが権利の享有・行使の主体であること等に関して市民に対する教育・啓発を展開することが必要である。

一方で、我が国において、子どもの権利全般に対応する国の権利擁護機関（コミッショナー（・オンブズパーソン））を創設するには子ども家庭福祉の範囲を超えるため省庁横断的な検討が必要となる。また、自治体の取り組みも一部にとどまっており、どのような発展が可能かを検討する必要がある。

そこで、本ワーキングチームでは、権利が制約されている状況にある子ども家庭福祉分野の子どもの権利擁護を前進させることが急務であることから、まず、この分野での権利擁護の仕組みを提案するとともに、本来あるべき子どもの権利擁護の制度についても提示することとした。子ども家庭福祉分野での個別の権利侵害の救済については、自治体において児童福祉審議会又はそれとは別の権利擁護機関（既にいくつかの自治体で設置されている自治体オンブズパーソン等）を活用することにより対応が可能である。また、自治体に対する政策提言や市民に対する教育・啓発に関しては、自治体オンブズパーソン等が既に取り組んでいるほか、児童福祉審議会も児童福祉法第8条に基づき一定の対応が可能である。

以下は、上記の前提のもとに、権利擁護の具体的な仕組みについて検討したものである。

(1) 子ども家庭福祉分野での個別の権利救済の仕組み

個別の権利救済の仕組みの整備方法として、平成 28 年報告書では、本来は独立した第三者機関を設置するべきであるが、かかる機関の設置には時間を要すると思われるため、当座、現存する児童福祉審議会を活用すると整理されている。いずれの方法を採るにせよ、社会的養護施策を立案・実施する主体である都道府県等において取り組んでいく必要がある。このため、児童福祉法上、都道府県等は、下記のような子どもの権利擁護の仕組みの構築に努めなければならない旨を規定するべきである。

また、前述の「子どもの権利擁護に係る実証モデル事業」では、児童福祉審議会等の機関を用いて権利擁護の仕組みを構築するために必要な経費に対して一定の予算措置がされているところであり、実証モデル事業の更なる展開やその拡充により、自治体の主体的な取組を後押ししていくべきである。

①児童福祉審議会

平成 28 年改正法では児童福祉審議会が子ども本人を含む関係者から意見を聴くことができる旨の規定が整備され、具体的な活用方法が調査研究事業や実証モデル事業で検討されてきた。

令和元年度に実施した調査研究事業によれば、調査に回答した 54 自治体のうち5自治体(9.3%)に児童福祉審議会を活用した子どもの権利擁護の仕組みがあり、また、令和元年度末までにとりまとめた各自治体の社会的養育推進計画によれば、全 70 自治体のうち 27 自治体(38.6%)が児童福祉審議会を活用した子どもの権利擁護の仕組みを検討していく考えを示している。

児童福祉審議会については、全ての都道府県等に既に設置されているため体制整備に着手しやすく、早期に仕組みを構築できるというメリットがある一方で、対象が児童福祉法の範疇に限られ、学校で生じる問題など子どもの権利全般を取り扱うことは困難になることや、独立性が限定的なものになる、市区町村の事案を取り扱うことが難しいというデメリットがある。

自治体においてはこうしたメリット・デメリットを踏まえて権利擁護の仕組みを検討することが求められるが、子どもの権利擁護は喫緊の課題であることに鑑み、原則として全ての自治体において児童福祉審議会を活用した権利擁護の仕組みが整備されるよう、取組を促進していくべきである。

【機能・対象児童】

児童福祉審議会は児童福祉法第8条第2項に基づいて児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項を調査審議することができ、同条第4項に基づいて関係行政機関に意見を具申することができることから、これらの権限を行使して子どもの権利擁護を図ることになる。

児童福祉審議会が取り扱う事案としては、大きく分けて以下の3つのパターンが想定される。

a. 措置等の決定に先立つ子どもの意見聴取及びその尊重

都道府県等による措置や一時保護の決定に先立ち、子どもが児童福祉審議会に意見を申し立てる事が考えられる。この場合、児童福祉審議会が子どもからの意見聴取や必要な調査等を行ったうえで、必要な場合には都道府県等に措置や一時保護の内容等に関する意見を具申することになる。

なお、現行制度では児童福祉法第27条第1項第1号(訓戒・誓約)、第2号(在宅指導)、第3号(里親委託・施設入所)の措置を採る場合、又は同項第2号、第3号の措置を解除、停止若しくは他の措置に変更する場合であって子どもの意向と当該措置が一致しないときは、都道府県知事等は児童福祉審議会の意見を聴かなければならないこととされている。また、2(1)①で述べたように、今後は措置や一時保護を決定するに先立ち、子どもの意見聴取を義務付けるべきである。

このような現行制度との関係を整理する必要があるが、現行制度は措置権者として措置の適否を児童福祉審議会に確認する手続である。それに対し、今般検討する仕組みは子どもの側から意見を申し立て、児童福祉審議会から措置権者に対して必要な働きかけを行うものと位置付けられる。

b. 措置等の決定事項に対する意見表明

都道府県等による措置や一時保護の決定そのものに対して、不満等を抱える子どもが事後的に児童福祉審議会に意見を申し立てることが考えられる。

こうした決定そのものを取り消す機能は行政不服審査法に基づく審査請求に委ねられているため、それとは異なり、処分の決定後にも児童福祉審議会が子どもの意見を受け止め、必要な場合には都道府県等に対して決定の再考を促す機能として意見具申を位置付けることが考えられる。

なお、そもそも措置や一時保護の決定は、子どもの意見を適切に考慮して行われるべきものであり、あくまで事前の意見聴取を重視すべきであることには留意が必要である。

また、子どもが措置や一時保護を求めているにもかかわらず、児童相談所がそうした対応を行わない場合も想定される。このような場合にも、子どもが児童福祉審議会に意見を申し立て、必要に応じて適切な措置や一時保護を行うよう都道府県等に対して意見具申を行うといった機能も考えられる。

c. 里親家庭、施設、一時保護所等での生活に関する不満等がある場合

措置先や一時保護所などの生活の場において、里親や職員の対応に子どもが不満等を感じた場合、児童福祉審議会に意見を申し立てることが考えられる。この場合、児童福祉審議会は必要な場合には都道府県等に対して対応の改善を求める意見を具申し、都道府県等は当該意見を里親、施設、一時保護所等に伝え、意見を踏まえた対応を求めることが考えられる。

なお、現行制度では被措置児童等虐待に関して児童福祉審議会が調査審議する仕組みがある。また、施設や一時保護所においては苦情受付窓口や第三者委員の設置等の措置が講じられており、施設や一時保護所の内部で簡易・迅速に子どもの意見を聴いて対応することもある。こうした仕組みが十分に機能していないとの指摘もあり、より実効ある運用がなされていく必要があるが、いずれにしても、こうした現行制度との関係を整理することが必要である。例えば、原則として被措置児童等虐待については従前の仕組みを活用し、施設内で迅速に解決されるべき意見(例: 食事のメニューに関する苦情)は苦情解決委員会等に対応し、これらに当たらない事案(例: 一時保護所における私物の所持制限)は今回検討した権利擁護機関の仕組みで対処する、などの役割分

担が考えられる。ただし、子どもに申立先を選ばせるのは困難である場合もあることを踏まえ、丁寧に仕組みの説明や教示を行いつつも、権利擁護機関と施設・一時保護所内の窓口・第三者委員等との間で、受理した事案ごとに対応する機関を協議するなど調整を図ることが必要である。

上記 a～c の対応を前提とすれば、権利擁護の対象となるのは、措置や一時保護を現に受けている子どもはもとより、在宅指導措置を受けている家庭にいる子ども、措置や一時保護の必要性を検討されている子どもも含めることが適当であり、児童福祉法上の要保護児童・要支援児童のうち児童相談所とかかわりのあるケースと設定することが考えられる。また、措置延長を受けて引き続き児童養護施設等で生活している 20 歳未満の者や、社会的養護自立支援事業の適用を受けて引き続き児童養護施設等で生活している 22 歳未満の者については、生活環境の継続性に鑑み、18 歳未満の児童と同様に対象として位置付けることが適当である。

なお、18 歳を超えたケアリーバーがインケアの時に受けた過去の対応についても権利擁護機関の扱う対象にすべきとの意見もあった。他方、例えば謝罪や慰謝料による解決を図るのであれば民事訴訟に委ねるほうが馴染むとの意見があった。少なくとも、児童相談所としては、ケアリーバーが過去の経緯等を知りたいと思ったときに相談に乗るなど適切に対応すべきである。あわせて児童相談所運営指針に定められている児童記録票の保存期間(施設入所等の措置をとった児童は満 25 歳になるまで、将来的に児童記録票の活用が予想される場合は長期保存)を遵守していくべきであり、措置を解除する際には、解除後でも過去に自分が受けた決定について知ることができること及び文書等の保存期間について適切な説明を行うべきである。また、保存期間を延ばすことも検討されるべきである。さらに、平成 29 年 8 月の「新たな社会的養育ビジョン」において「知る権利を担保するためには代替養育を担う施設や里親においても、少なくとも、対象の子どもが亡くなるまで記録を法人が責任をもって保存すべきである。」とされていることも踏まえるべきである。

また、上記 a～c のいずれの場合も、

- ・ 子ども本人が、必要に応じて意見表明支援員のサポートを得ながら、自ら児童福祉審議会に申し立てることに加えて、
 - ・ 子どもに関わる関係機関(例えば、要対協の構成機関、医療機関、教育委員会、児童福祉施設等)が児童福祉審議会に申し立てる
- といった申立て経路も考えられる。なお、関係機関からの申立てについては、児童相談所の対応に改善の見込みがないと関係機関が判断する場合等に想

定されるが、いずれにしても、申立ての前にまずは児童相談所と協議を尽くすべきであることに留意が必要である。

さらに、意見具申後の子どもへのフィードバックも重要であり、意見具申の内容は子ども本人にも伝えるとともに、一定の期間を設けて児童相談所や施設等から対応結果の報告を求め、その結果を子どもに伝えるといったフォローアップも行うべきである。

調査・審議の結果によっては、児童福祉審議会としての判断やその後の児童相談所等の対応結果について、子どもがなお不満を感じることもある。そのような場合であっても、意見表明支援員や後述の調査員など子どもと直接関わる役割を担う者を通じて理由等をしっかりと説明し、子どもの納得が得られるよう努めるべきである。

【児童福祉審議会の体制等】

a. 独立性

権利擁護機関は、都道府県等に対して意見を具申し、児童相談所や施設などに対応の改善を求める機能を有することから、それらの主体との間に利害関係が無いことが大前提となる。

児童福祉審議会では子どもの権利擁護に関する事案を一定の独立性をもって扱うためには、審議会の下に権利擁護部会（仮称）を設けて対応することが考えられる。既存の児童福祉審議会には、都道府県等から措置に関して意見を求められた場合に審議する権限が付与されており、そのための部会が設置されている自治体も多い。このため、子どもの意見を受けて権利擁護を図る仕組みが形骸化しないよう、権利擁護部会（仮称）はそのような既存の部会からは独立させ、委員も異なる人選をすることが適当である。

そもそも児童福祉審議会の委員は児童福祉法上「児童福祉審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができる者」と定められている。権利擁護部会（仮称）の委員に関しては、児童相談所の措置や支援、施設や一時保護所での支援等について審議することから、例えば、児童相談所や施設関係者、児童相談所・一時保護所に配置されている弁護士等は委員としては望ましくないことに留意が必要である。

なお、児童福祉審議会の部会の設置の仕方は自治体ごとに様々であり、全国統一的なあり方を決めることはできないが、仮に既存の部会を活用する場合でも、審議事項に応じて、例えば措置等を検討する場合に部会の委員の中に児童相談所関係者が含まれている、里親に関する事項を審議する場合に里

親関係者が含まれているといった場合は、当該委員は審議から外れる、又は他の委員を立てることにより独立性を確保する必要がある。

いずれにしても、各自治体の既存の部会の設置状況に応じて役割分担を整理することが必要であり、国としては標準的な設置運営要綱を示すなど、自治体の参考となる資料を作成するべきである。

この他、設置運営要綱において、特段の事情が無い限り委員を解任しないとの定めを置くことや、都道府県等が意見具申を尊重するとの定めを置くことなどにより、独立性を高めることも考えられる。

また、権利擁護部会(仮称)が事案を審議する前提として、関係機関等に対する調査を実施することが必要になるが、調査の要員についても一定の独立性が担保されていることが望ましく、例えば、調査対象となる児童相談所や施設の関係者は調査の要員として望ましくないことに留意が必要である。その上で、独立性を高めるために、権利擁護調査員(仮称)を配置することとし、弁護士等を部会の事務局に雇用する、若しくは外部の団体や地域の弁護士会推薦の弁護士等に委託するなどの手法を採ることが望ましい。

b. 迅速性

子どもの権利擁護事案は不定期に発生し、かつ、迅速な対応が重要であることから、臨機応変かつ速やかに調査審議が行われることが必要である。このため、会議の日程調整がしやすいように一定の少人数で委員を構成すること、場合によってはオンラインや持ち回りなどの形式で会議を開催することなど、迅速な対応を確保するための運用上の工夫が必要である。現在の児童福祉審議会の運用を見ると、年に2～3回程度しか開催されない自治体も見られることから、少なくとも予め開催スケジュールを固定するのではなく、必要な時に速やかに開催できるように要綱等を整備しておく必要がある。

また、迅速な事務処理を行うために、事務局の体制も一定の規模が必要である。特に、現地調査や関係者からの聞き取りには一定の労力を要することから、適時・迅速に対応できるよう、調査のための要員を確保しておくことが重要である。この場合、aで述べた権利擁護調査員(仮称)を配置することは、迅速な調査を行う観点からも有効であると考えられる。

なお、自治体によっては児童福祉審議会の事務局を児童相談所職員が担当しているケースもあるが、権利擁護部会については児童相談所からの独立性が重要であり、担当は避けることが適当である。

c. アクセシビリティ

子ども自身が権利擁護機関を利用するためには、子どもからアクセスできるルートが整備されていることが前提となる。

まず、子どもが単独で申立てを行うことには心理的なハードルもあることから、意見表明支援員が一時保護所や児童養護施設などを定期的に訪問するなどのアウトリーチの手法により、子どもに対して申立てができることを伝え、権利擁護機関の仕組みについてわかりやすく説明することが重要である。これに加え、電話、はがきのほか、施設職員を通じた意見表明支援員の呼び寄せ、SNSの活用などの多様なアクセス方法を整備しておく必要がある。また、夜間も含め、子どもがアクセスしやすい時間帯に相談を受け付けることができるように留意すべきである。

この点は子どもからの意見聴取においても、「突然知らない人が来るのは怖いので来る日を前もって教えてほしい」、「呼んだら来てくれるのがよい」、「文書にすると誤解を招くので電話など口頭で話したい」、「電話するのが難しい環境なのでノートやはがきがよい」、「SNSは時間を気にしなくて良いので使いやすい」などの様々な意見があった。子どもがアクセスしやすい方法は、子どもの状態や施設の管理運営方針などに応じて様々であるので、画一的な対応ではなく多様なアクセス方法を用意することに留意すべきである。

いずれにしても、子どもが仕組みや利用方法・窓口等を理解できるように、わかりやすい説明資料を作成するなどの工夫が必要となる。

また、子どもからの意見聴取によれば、「児童福祉審議会を知らない」、「子どもの権利ノートを知らない」、「よく知らないと怪しいものと思ってしまう利用する気にならない」、「秘密が守られるのか不安」など、そもそも子ども自身に権利擁護の仕組みが知れ渡っていない状況が伺えた。児童福祉審議会を活用するスキームを整備することとあわせ、それが機能するよう子どもに対する適切な周知に力を入れるべきである。

d. 専門性

権利擁護機関は里親委託、施設入所、一時保護等に関する子どもの不服や生活上の悩みなど幅広い事案を扱うことから、委員は子どもの権利擁護や児童福祉法の制度に精通している者が担うことが必要である。

児童相談所や一時保護所、児童福祉施設とは異なる立場で議論が可能となり、かつ、専門性を有する者としては、学識経験者のほか、法的な権利擁護の観点から弁護士、心理的観点から医師・心理職、福祉制度の観点から福祉職、子どもの権利擁護に実績のある市民といった者が考えられる。

また、権利擁護に係る専門性を担保するためには、これらの者が委員に就くうえで、子どもの権利に関する一定の研修を受けるなどの対応も考えられる。

【その他】

このほか、児童福祉審議会を活用するうえでは、設置運営要綱に盛り込む事項の整理、子どものプライバシーへの配慮等、実務面での様々な検討事項があることから、これまでに実施してきた調査研究や実証モデル事業の成果も踏まえて、実務上の留意点等を整理して通知等で示していくことが必要である。

②児童福祉審議会以外の権利擁護機関

既に一部の自治体では、条例に基づいて児童福祉審議会とは別の子どもの権利擁護機関を設置し、権利救済の申立てを受けて調査・審議・勧告を行ったり、子どもからの相談を受理したりといった取組が行われている。

こうした独自の権利擁護機関のあり方は自治体によって様々であるが、おおむね、条例で所掌事務が定められ、一定の独立性を有し、首長が弁護士や福祉専門職などの有識者から委員を任命し、委員のもとに調査や相談を担う専門員及び事務局機能を有するといった特徴をもっている。

このような独自の権利擁護機関を設置する場合には、①で述べた児童福祉審議会の機能を代替することができると考えられるため、自治体の選択に応じて整備を進められるよう後押しするべきであり、上述の実証モデル事業を拡充して活用するなど、国としても財政面の支援や技術的助言などを行っていくべきである。

なお、このような条例に根拠を有する権利擁護機関は、取り扱う対象を必ずしも児童福祉法の範疇に限定する必要がないこと、先行事例を見ても広く子どもの権利全般(例:学校で生じる問題、有害図書の問題など)を取り扱っていることなどから、児童福祉審議会を活用する場合と比べて幅広い事案を扱うことができるというメリットがある。その反面、既存の人権擁護に関する制度・機関との関係の整理が必要となることから、児童福祉審議会を活用する場合と比べて立ち上げに要する調整コストが大きいというデメリットがある。

自治体においては、こうしたメリット・デメリットを踏まえて検討する必要があるが、いずれにしても、国としては先行事例である自治体オンブズパーソン等のあり方を整理してモデルとして提示するなど、独自の権利擁護機関の設置を目指す自治体の参考となるような対応を講じていくべきである。

【機能・対象児童・体制等】

条例により権利擁護機関に付与される権限は、調査・勧告・意見表明・公表といったものが考えられ、これらの権限を行使して都道府県等に対して対応の改善などを求めていくことになる。

権利擁護機関が取り扱う事案は、①で述べたa～cと同様に考えることができるが、それに加えて、社会的養護のもとにいる子どもや児童相談所の対応ケースとなっている子どもに限らず、幅広く子どもの権利に関わる事案を取り扱うことが可能であると考えられる。

その他、独立性、迅速性、アクセシビリティ、専門性といった点は、①で述べた児童福祉審議会に係る留意点と同様の考え方が妥当するため、条例・設置運営要綱や運用上の工夫によってこれらの要素を担保できるようにするべきである。

(2) 子どもの権利擁護機関としてあるべき制度

① 国のコミッショナー（・オンブズパーソン）

国の権利擁護機関の機能としては、

- ・ 子どもの権利や利益が守られているか、行政から独立した立場で監視すること
 - ・ 子どもの代弁者として、子どもの権利擁護の促進のために必要な法制度の改善の提案や勧告を行うこと
 - ・ 子どもの権利に関する教育や意識啓発等を行うこと
- など、国や自治体のシステム全体へ働きかける機能が考えられる。

先述のとおり、本来は子どもの権利全般を対象としてこれらの機能を有する国レベルの権利擁護機関を設置することが求められる。国レベルでコミッショナー（・オンブズパーソン）を創設する場合には省庁横断的な検討を重ねる必要が生じることから、省庁横断的な会議体を設置するなど引き続きの検討課題として位置付けていくべきである。また、そうした検討にあたっては、子どもの権利に関する基本法を制定して当該法律にコミッショナー（・オンブズパーソン）を位置付けるといった方法も考えられる。

② 自治体のコミッショナー（・オンブズパーソン）

①で述べた国のコミッショナー（・オンブズパーソン）に加え、日本では既に複数の自治体においてオンブズパーソン等の子どもの権利擁護機関が存在していることから、そうした取組を更に発展させていくことも意味がある。

(1)②で述べた自治体における独自の権利擁護機関の中には、個別事案への対処の蓄積を活かして、首長に対して年次報告等の形で政策提言を行ったり、学校に出向いて子どもの権利に関する周知・啓発活動を行ったりしてい

る例がある。国としてはこのような権利擁護機関の事例を周知するなど、自治体における取組が促進されるような対応をとるべきである。

また、独自の権利擁護機関が設置されない自治体においては児童福祉審議会を活用することで一定の対応が可能であると考えられる。すなわち、児童福祉審議会には、児童福祉法第8条により、「児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項を調査審議する」権限(第2項)、都道府県知事又は市町村長の「諮問に答え、又は関係行政機関に意見を具申する」権限(第4項)が付与されており、これらの権限の行使の仕方によって、自治体に対する政策提言の機能を果たすことが可能であると考えられる。国としては、児童福祉審議会が政策提言の機能を果たす場合の具体的な運用方法を通知等で示すなど、独自の権利擁護機関を直ちに創設することが難しい自治体においては既存の制度を活用した取組が進むよう支援していくべきである。

さらに、国・自治体のそれぞれにコミッショナー(・オンブズパーソン)を創設していくうえでは、自治体レベルでの議論の蓄積を国レベルの取り組みに活かすなどの連携を図ることも必要である。

4. 評価

子どもの権利侵害が生じる原因は、単に個別の支援者の資質の問題にとどまらず、一時保護所の管理的な運営の慣行に見られるように、行政や施設の構造的な問題であることが多い。子どもからの意見聴取でも、例えば一時保護所の運営に関して「好きな髪型にできない」、「服や下着も保護所の備品なので嫌だ」、「お風呂などの時間管理が厳しい」等の声があった。

こうした状況に対しては、個別の権利救済を図るのみならず、社会的養護のもとで暮らす子ども・経験者や外部の専門家が児童相談所、一時保護所や施設の運営全般を点検・評価し、その結果を踏まえて改善を図るサイクルを定着させる必要がある。

なお、既に一時保護ガイドライン及び「一時保護中の子どもの権利擁護について」(子発 0729 第1号令和元年7月29日厚生労働省子ども家庭局長通知)では、子どもの権利擁護のため、

- ・ 外出、通学、通信、面会に関する制限は、子どもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で必要最小限とすること
- ・ 子どもの状態や背景を踏まえ、一律に集団生活のルールを押し付けることは権利侵害に当たると考えるべきであること

- ・ 子ども同士の会話を一切認めないこと、一時保護中本人に所持させても子どもの福祉を損なうおそれがない物についても一律に所持させないことなども、権利侵害と捉えること

などを示しており、こうした取組が徹底されるべきである。

(1) 社会的養護のもとで暮らす子ども・経験者による評価

社会的養護の質を評価する上では、実際にそのもとで生活する子どもや経験者の声を取り入れることが不可欠である。この場合、現在進行形で施設等に暮らす子どもの視点と、ある程度客観的に過去を振り返って評価ができるケアリーバーの視点は自ずと異なることから、それぞれの視点を取り入れて多角的な評価がされることが望ましい。方法としては、既に子どもや退所者へのアンケート調査を行っている自治体や施設もあるが、こうした手法に加え、聴き取り等の方法により、調査票への記入等が苦手な子どもの声も反映できるようにすることが望ましい。

(2) 評価機構等

児童養護施設等の社会的養護関係施設には第三者評価の受審が義務づけられている一方で、児童相談所は努力義務とされており、令和2年度時点で第三者評価を受審した児童相談所は全国で9箇所(4%)、一時保護所は全国で34箇所(24%)と、定着しているとは言えない状況にある。一時保護所については、構造的に外部の目が届きにくい施設であることから、子どもの権利擁護を中心とした運営のあり方に変えていくためにも、第三者評価を現在の努力義務ではなく義務化することを検討するべきである。

また、児童相談所・一時保護所の第三者評価の実効性を担保するためには、適切な評価者が実施することが必要となる。現状では、児童福祉審議会、民間企業、社会福祉協議会、大学の研究者などの様々な主体が評価者として活動しているが、地域によっては評価者の確保さえ困難な状況にあることが指摘されている。したがって、当面は、各自治体において中立的・専門的な視点からの評価を行える体制(学識経験者・弁護士・医師・他の圏域の児童相談所での業務経験者など)の整備を進めるとともに、評価指標について全国標準的なものを定着させていくなどにより、評価の質の均てん化を図っていくべきである。加えて、自治体や施設といった評価を受ける当事者が評価者を選定することで評価が形骸化する懸念も指摘されていることから、第三者評価の受審の進捗も踏まえつつ、国レベルの評価機構についても検討していくべきである。

おわりに

我が国が児童の権利に関する条約を批准してから四半世紀以上が経過しているが、同条約及び児童福祉法総則で謳われている原理に則り、全ての子どもの権利が擁護される社会を実現することは喫緊の課題である。

特に子ども家庭福祉分野においては、市区町村や児童相談所の虐待相談対応件数が増加し、悲惨な死亡事例等も後を絶たない中、子どもの最善の利益を社会全体で守っていくためには、個別ケース対応・政策立案の両面において、子どもからの意見表明権を保障し、それをしっかりと受け止める権利擁護の仕組みを全国的に整備していくことが不可欠である。併せて、子どもが自分自身の権利について知ることができるよう、個別ケース対応の場面で適切な説明を行うことや、学びの機会を設けることが不可欠である。そして、取組の進展状況等に応じ、国の権利擁護機関のあり方に関する省庁横断的な検討の場を設けることや、子どもの権利に関する基本法の制定について検討することを含め、あるべき姿に向けた検討を続けていくべきである。

今後、本とりまとめに沿って政府において具体的な検討を進め、制度的な対応も含めた必要な措置が講じられるよう希求する。

子どもからの意見聴取 実施概要

1. 実施目的

現在、社会的養護のもとで暮らす子ども達に本ワーキングチームのとりまとめの内容について意見を聴き、とりまとめに反映させることを目的とする。

2. 実施日時・聴取対象

以下の日時・対象で全5回実施した。

【第1回】

日時：5月2日（日）9時30分～11時30分

対象：九州 里親家庭・ファミリーホームで暮らす小学生～19歳の9名

【第2回】

日時：5月6日（木）、5月7日（金）13時30分～15時00分

対象：関東 一時保護所の中学生～高校生（6日：24名、7日：13名）

【第3回】

日時：5月8日（土）13時00分～14時30分

対象：九州 児童養護施設Aの小学生～高校生8名

【第4回】

日時：5月9日（日）14時40分～16時10分

対象：九州 児童養護施設Bの高校生4名

【第5回】

日時：5月11日（火）13時30分～15時00分

対象：関東 児童自立支援施設の中学生～高校生4名

3. 実施内容

新型コロナウイルス感染症感染防止に十分配慮し、各施設等を訪問する形で、以下2部構成のグループインタビューを行った。

＜カードを選ぼう＞の部

権利カードを並べ、自分にとって最も大切だと思うカードを1人3枚選んでもらい、選んだ理由を聴取した。

(カードの種類)

- ・もっと自由に遊びたい
- ・もっとゲームしたい
- ・ネットや本を自由に見たい
- ・もっと勉強したい
- ・学校に通いたい
- ・高校に進学したい
- ・前の学校の友達に会いたい
- ・友達や好きな人と集まりたい
- ・親やきょうだいに会いたい
- ・一人暮らししたい
- ・好きな服装や髪型で過ごしたい
- ・叩かれたり嫌な思いをしない
- ・病気や怪我の手当を受けたい
- ・おいしくて栄養がある食事やお菓子を毎日食べたい
- ・秘密を守ってほしい
- ・自分の意見をもっと言いたい
- ・体を見られたり触られたりしない
- ・一時保護所の先生ともっと話をしたい
- ・児童福祉司（ケースワーカー）・児童心理司ともっと話したい
- ・一時保護所で生活する理由を知りたい
- ・他の子どもと比べられない
- ・知られたくないことや触れられたくないものがある
- ・自分の家がある

＜アイディア聴かせて＞の部

資料を用いながら、意見表明や権利擁護の仕組みについて、意見交換を行った。主な質問は以下の通り。

- これまで意見を聴かれた経験について
 - ・一時保護されたときや施設・里親の家で生活をはじめるとき
 - ・自立支援計画策定するとき
- 意見表明を支援する人について
 - ・どんな人なら自分の意見や不満を言いやすい/言いにくい
 - ・どんな場所なら言いやすいか
- 児童福祉審議会について
 - ・どのような手段なら自分で申し立て出来るそうか
- 第三者評価について

子どもからの意見聴取 ヒアリング概要

日時：5月2日（日）9時30分～11時30分

対象：九州 里親家庭・ファミリーホームで暮らす小学生～19歳の9名

<カードを選ぼう>

（グループ1）

- ・学校に行く日を選びたい
- ・知られたくない、触られたくないものがある
- ・ゆっくり休みたい
- ・ほかの人と比べられない
- ・病気やケガの手当てを受けたい
- ・一人暮らしをしたい
- ・好きな服装や髪形で過ごしたい
- ・もっと遊びたい
- ・親やきょうだいと暮らしたい

（グループ2）

- ・親やきょうだいと暮らしたい
- ・ネットや本を自由に見たい
- ・好きな服装や髪形で過ごしたい
- ・気持ちや考えを自由に言える
- ・ほかの子どもと比べられない
- ・高校に進学したい
- ・もっと遊びたい
- ・話をきいてくれる大人がいる
- ・ゆっくり休みたい
- ・大学や専門学校に進学したい
- ・前の学校の友だちに会いたい
- ・もっとゲームがしたい
- ・おいしくて栄養がある食事やお菓子を毎日食べたい

<アイデア聴かせて>

○これまでに意見を聴かれたことはあるか

- ・児相の担当ケースワーカーについては、ほとんど意見を聴かれたことがない。
（担当者が）変わりすぎて分からない。

- ・里親担当のケースワーカーの名前は比較的知られている。
- ・コロナになってからケースワーカーが来なくなった。
- ・実親のことについては、聞いたことがある。(数名)
- ・なぜ里親家庭にいるのかについては、聞いたことがある。(複数名)

○意見表明を支援する人について

【どんな人なら自分の意見や不満を言いやすい/言いにくいか】

(グループ1)

- ・自分と年が近い人に聴いてもらいたい。年が上の方は気をつかう。
- ・誰にも相談しない。
- ・友だちだけ。大人にはしない。
- ・大人は関係ない。
- ・知らないおじさんやおばさんには話したくない。頭がよさそうな人に話す。

(グループ2)

- ・親しい人。
- ・友達にも言いたくない。
- ・里親家庭のことも友達には言っていない。みじめな気持ちになるかも。
- ・母子家庭の友だちとかなら言うかも。似た経験をした人。
- ・中学の時は友達が家に来たから知っていた。
- ・自分に寄り添ってくれる人に言いたい。
- ・家族内なら何でも話せる。里子同士とか。

【意見を言いたいときはどんな時か】

(グループ1)

- ・進学先は自分で決めたい。制服で選ぶ。先生とかに言う。
- ・遊びに行くときにどこに行くか聴いてほしい。
- ・実親ことは気にならない。もう8年。
- ・外出するときにアクセサリーをつけたかったのに聴いてもらえなかった。
- ・里親と話が合わないことがある。里親さんがたくさん話す。
- ・学校を休みたいときは仮病を使っている。
- ・習い事について意見を聴いてほしい。／意見を聴いてくれて、今ではやめている。

(グループ2)

- ・学校の書類で名字が違うのが嫌。友達に見られないかドキドキする。

- ・学校で家族の話になると気まずい。親の年齢とか。きょうだいの話とか。
- ・説明するのが面倒くさい。
- ・児相の担当が代わったときに一から説明しないといけない。ちょっとした引継ぎがされていない。
- ・お金のことを教えてほしかった。大学進学にかかるお金とか。
- ・習い事をやめたいと言ってもやめさせてもらえない。
- ・学校は休みたいといったら休ませてくれるかなあ。コロナのせいもあるかも。

【どんな場所なら言いやすいか】

(グループ1)

- ・家で2人きりで聴いてほしい。里親さんがいない方が気をつかわない。
- ・家とは別の場所がいい。静かな場所。

(グループ2)

- ・家だと筒抜けになる。秘密にするとか言っても守られない。みんなでセンター(児相)に面談に行ったとき、言わないと言っていたのに車の中で(里親から?) 怒られた。それ以来何も言わないようにした。

○児童福祉審議会について

- ・名前を聞いたことがある。(1名)
- ・子どもも意見を言える仕組みがあることは知らない
- ・どうやって言えばいいの? 電話だと待たされそう。電話番号も知らない。
- ・LINEが使える環境は半分くらい。でも相談したらチェックが入りそう。
- ・お手紙とかの方法はないの?
- ・子どもの権利についてのプリントは見たことある。連絡先を書いたカードをもった覚えはある。どこにいったか分からない。
- ・電話番号を知っていたとしても、よく知らない人に相談できない。誰が出るかも分からないのに電話できない。すぐに解決するとは思えない。そのあとどうなるのかも分からない。
- ・秘密を守ってもらえるのか不安。
- ・里親のことを相談したら、里親のもとにいられなくなるのではないか。出ていけと言われて出ていく場所もないのに。大ごとにしたくないのに話が大きくなりそうで相談しにくい。
- ・家族内で話をするのが一番。それでよくなることもある。今の里親は話を聴いてくれている。

○その他

- ・一時保護のときは誘拐されたと思った。
- ・一時保護のときは私物を取り上げられる。下着も渡される。
- ・189は知らない。学校でポスター見たことある。
- ・ときどきは里子の集まりもあったほうがいい。秘密が守られるなら。

子どもからの意見聴取 ヒアリング概要

日時：5月6日（木）、5月7日（金） 13時30分～15時00分

対象：関東 一時保護所の中学生～高校生（6日：24名、7日：13名）

<カードを選ぼう>

（グループ1）

【もっと自由に遊びたい】

- ・遊ぶ時間が決まっている。まだ途中なのに終わっちゃうことがある。
- ・遊ぶ時間が少ない。もっと時間が欲しい。
- ・遊ぶ時間はあるが、場所の制限がある。それがなければ遊びの幅広がるのに。
- ・夜に遊びたい。もっと起きていたいのに消灯しちゃう。
- ・こういう話は保護所でしない。

【学校に通いたい】

- ・勉強が遅れちゃうのと、学校の友達に会いたい。
- ・入学式以降高校に行けていない。ケースワーカーもそこを配慮してくれていない。
- ・高校の友達の名前も分からずつまらない。このまま3年終わったら嫌だ。

【高校に進学したい】

- ・勉強が学校に通っている子よりも遅れている。内申も取れないし、受験が心配。
- ・ケースワーカーがちゃんとしていない。出席ができないので単位が取れず留年になりうる。だから通信制に変えたいが、その話がケースワーカーと進んでいない。
- ・ずっとやってきたので高校で野球をやりたい。

【好きな服装や髪型で過ごしたい】

- ・前着ていた人の服だから。交換制なのが嫌だ。もう高校生だからそれなりの髪型にしたいのに。
- ・ここだと好きな格好ができない。マスクも限られている。選んだり、家から持ってきたい。
- ・家から自分の服を持ってきたい。

【もっとゲームをしたい】

- ・ここではゲームができない。家ならできていたのに。ここではなんでできない

のかと思う。

- ・家でもゲームをやらせてもらえていなかった。それがストレスでもあったので、ここに来たのならやらせてほしい。

【ゆっくり休みたい】

- ・ずっとみんなですごしているから、1人の時間をすごしたい。

【親やきょうだいに会いたい】

- ・言うてはいけないかもだけど、自分は両親が原因でここにきているわけではない。だから会いたい。

【ネットや本を自由に見たい】

- ・自分の好きな漫画が見られないのが嫌だ。

【一人暮らしをしたい】

- ・他に選ぶものがなかった。憧れはある。

(グループ2)

【好きな服装や髪型ですごしたい】

- ・おしゃれが好きだから。服装ぐらい自由にしても良いんじゃないかな。
- ・ズボンばかり。スカートとかかわいいのを着たい。
- ・自分の服を着たい。

【児童福祉司(ケースワーカー)・児童心理司ともっと話したい】

- ・もっと話して早く退所したい。
- ・早く退所したい。でも毎日来てくれるわけではないから。
- ・とにかくケースワーカーと話を進めたい。話す頻度も時間も増やして早く家に帰りたい。

【親やきょうだいに会いたい】

- ・とにかく親に謝りたい。妹にも会いたい。

【叩かれたり嫌な思いをしたくない】

- ・(話したくない。)

【一時保護所で生活する理由を知りたい】

- ・なんでここに来たかはわかっている。でも高校生の立場なので、ここで過ごす意義がわからない。親と会っちゃだめならそれを守ってすごせるし、基準を示してくれたら守る。選択肢を示して欲しい。

【傷ついた心の手当を受けたい】

- ・(話したくない。)

【もっと勉強したい】

- ・学校にいた時より課題をこなせない。学校名が書いてあるテキストは保護所に持ち込めない。勉強するための環境づくりをしてほしい。

【学校に通いたい】

- ・通っていた学校は補習のきかない科目が膨大にあって、出席できないと単位をとれず、すぐ退学とかになってしまう。わがままだとは思いますが、学校に行きたい。

【友達や好きな人と集まりたい】

- ・ここにいると友達と会えない。

【ネットや本を自由に見たい】

- ・好きなユーチューバーを見たい。今まで推していたものとかが全部切られちゃって癒しの時間がない。

【もっとゲームをしたい】

- ・スマホゲームをしたい。保護所にあるボードゲームも種類が少なくて、やりつくして飽きちゃった。

【ゆっくり休みたい】

- ・意味なく気持ちが落ちることが多い。学習室にいたくないけど、性格上言いづらい。個室も空いてないから無理だと思うけど1人の時間が欲しい。自傷行為に至っちゃいそうになる。人が多すぎるから1人でゆっくり休みたい。

○その他

- ・教材は中学のものまでもギリギリあるくらい。高校生が少ないのもあるけど、高校生向けの、大学選びや就職に関する本がもっと欲しい。

(グループ3)

【一人暮らしをしたい】

- ・人がいると気を遣うから。
- ・親に会わなくてすむ。
- ・好きな動物を飼えるから。

【ネットや本を自由に見たい】

- ・推しのアイドルやYouTubeを見たい。
- ・私も推しのアイドルがいる。
- ・勉強に役立つ。好きなものを見られる。

【大学や専門学校に進学したい】

- ・動物のことを知りたい。
- ・ミュージカルを学びたい。東京にミュージカルを学べる専門学校がある。

【気持ちや考えを自由に言いたい】

- ・周りに人がいると言えない。
- ・家でも言えない。怒られるから。1:1は無理。思っていることを上手に言えない。恥ずかしい。

【高校に進学したい】

- ・高校に行けるかわからない。
- ・とりあえず高校は卒業したい。

【児童福祉司(ケースワーカー)・児童心理司ともっと話したい】

- ・今後のことがわからないから心配。

【学校に通いたい】

- ・友達や先生に会いたい

【叩かれたり痛い思いをしない】

- ・これはそのまんま、嫌でしょう。

【もっとゲームがしたい】

- ・マンガは全部読み終わっちゃったから暇。

○その他

◎どのように子どもの権利を伝えたらいいか。

- ・学校で配るのがいいと思う
- ・学校で配られた手紙は捨ててしまう。月に一度、学校で困っていることがないか書かせる。それを専門家に直接伝えるといい。

◎これまで自分の気持ちや考えを伝えた経験

- ・いじめのアンケートに嫌だったことを書いたことがある。けど、何も変わらなかった。
- ・通っているデイサービスで、困っていることを伝えた。そしたらデイサービスの人が親に言ってしまっていて、親に怒鳴られた。それから、言おうとは思わない。

◎今困っていること

- ・職員に「会議でルールが決まった」と言われる。別の職員はそのルールのことを知らない。統一をしてほしい。例えば、食事中ティッシュをとりにいくために断りなく席を立つのはだめだとか、(通院などで)外に行くときにCDを持っていくのはだめになったとか。
- ・担任と〇〇さん(仲の良い友人)に会いたい。

(グループ4)

【好きな服装や髪型で過ごしたい】

- ・ツーブロックはダメ。
- ・保護所に来たときにもらった服と衣替えでもらう服しかない。
- ・今着ている服は保護所に寄付されたもの。
- ・パンツも誰かがはいて洗ったものだから衛生的にも嫌。
- ・パンツは使い捨てって聞いた。

【大学や専門学校に進学したい】

- ・自分のために。
- ・音楽関係のところ行きたい。

【気持ちや考えを自由に言いたい】

- ・しゃべるのが苦手だから。
- ・友達とかなら話しやすい。

【おいしくて栄養がある食事やお菓子を毎日食べたい】

- ・いっぱい食べたい。
- ・多いときと少ないときのバランスが嫌だ。たまに少ないときある。

【高校に進学したい】

- ・将来的に進学は大事だから。
- ・今後のために。

【ネットや本を自由に見たい】

- ・彼女とか友達とかに連絡取れるから。ここにいるとインスタグラムやラインが使えない。
- ・調べものをしたいときに自由に出来ない。得られる情報が少ない。

【友達や好きな人と集まりたい】

- ・暇な時間がなくなるから。保護所は暇。
- ・話しやすい。

【ひみつを守ってほしい】

- ・自分の秘密を知っている人に秘密を守ってもらえなかったから。
- ・保護所は狭いから、情報がまわってしまう。

【ゆっくり休みたい】

- ・自由にしたい。休みたいときに休めない。
- ・昼寝が出来ない。

【もっとゲームがしたい】

- ・一時保護所は暇だから。プレーステーション4がしたい。

【学校に通いたい】

- ・学校は楽しかったので先生に会いたい。

【親やきょうだいに会いたい】

- ・学校にいて、そのまま急に保護所に来た。

<アイデア聴かせて>

- これまでに意見を聴かれたことはあるか
(グループA)

- ・一時保護所に意見箱が置かれているが、使われているのかどうか分からない。使っていないよとちゃんと説明されたこともない。
- ・一度意見箱に時間割についての意見を投函したが、何もレスポンスがなかった。
- ・ケースワーカーや児童心理司は他の子どもにも忙しく対応しているので、迷惑をかけないようにあまり意見を伝えないようにしている。
- ・ケースワーカーや児童心理司の業務スケジュールを前もって把握できれば意見を伝えやすい。呼ばれる日をホワイトボードに掲示するなど。
- ・相談すれば話は聴いてくれるが、それを受けての対策をもっと講じてほしい。

(グループB)

- ・嫌だと言ってもいいと言われたので、「イヤ」と言ったが、「仕方がない」と説明された。
- ・行きたくなかった。
- ・この先どうなるか、意見を尊重してくれた。「あなたはどうしたい」と聴いてくれた。自分の意見を言えた。
- ・一時保護入所前はどんなところに行くのか全然知らなかった
- ・心の準備ができるよう、細かい説明をしてくれたらよかった。
- ・一時保護のことを事前に知りたかった。
- ・一時保護所くる1分前に、一時保護所に行く事を察した。病院に行くと言われた。
- ・正直に言って欲しかった。
- ・一時保護所に行く車の中で行く先の情報を知りたかった。

(グループC)

- ・一時保護所の担当職員や児童心理司が話をきいてくれたが、ここに来る前には誰にも話していなかった。信用できる大人がいない。
- ・保護される前は学校の先生や友達に話せることは話していた。
- ・SNSを通じてカウンセリングの専門家に話していた。(児相に保護されるきっかけになった。)
- ・家で嫌なことがあったら通っていたデイサービスの先生に話していたが、そのことを親に怒られた。

(グループD)

- ・警察から家に帰りたくない理由を聴かれたときに、児童相談所と家は嫌だと言ったが、警察から「良いところに行こう」と言われ、一時保護所に連れていか

れた。

- ・泣いて、思いを伝えたときは聴いてくれた。
- ・1日だけと言われて一時保護所にいると、5ヶ月いる。その時は、一時保護所は嫌といった。

○意見表明を支援する人について

(グループA)

【どんな人なら自分の意見や不満を言いやすい/言いにくいかな】

- ・同じ経験を持つ人に話を聴いてほしい。
- ・しっかりしている人、物事をぱっと解決できる人に話を聴いてほしい。
- ・ちゃんと仕事する人がいい。
- ・優しい印象の人がいい。
- ・他人に伝えていいこと、悪いことの線引きを最初に紙に書くなどしてハッキリさせたい。
- ・自分事におきかえて人に知られたら嫌だなと思うことは言わないようにしてほしい。

【どんな場所なら言いやすいかな】

- ・遊びながら、フレンドリーな雰囲気のほうが話しやすい。
- ・1人1人個別に聴いてくれたほうがちゃんと伝えられる。
- ・辛いことがあったときに周りの人に聴かれたくない。
- ・公園など開放的な場所が話しやすい。
- ・開放的な場所よりも狭い個室のほうが話しやすい。

(グループB)

【どんな人なら自分の意見や不満を言いやすい/言いにくいかな】

- ・小さいころ、実際に社会的養護を経験した人にきいてほしい。
- ・経験していない人に「大丈夫」と言われても、素直に受け止められない。
- ・はじめましての人でも、人によって親近感がわく。
- ・児童相談所の職員という雰囲気がない人がいい。
- ・腹割って話せる人。
- ・学校のカウンセラーが話しやすい。

【どんな場所なら言いやすいかな】

- ・どこでもいい。密室があれば。
- ・周囲にひとがいない。

- ・学校のスクールソーシャルワーカーがいる部屋。スクールソーシャルワーカーと仲が良かった。

(グループC)

【どんな人なら自分の意見や不満を言いやすい/言いにくいかな】

- ・経験と専門知識がある人に話を聴いてほしい。
- ・1対1など少人数で話を聴いてほしい。
- ・親に通じていない人、他人に漏らさない人に話を聴いてほしい。他人に伝わってしまうと思うと話したくなくなる。
- ・優しく面白い人。
- ・子どもの意見を聴くのは良いが、デリケートな心の問題を他人に広めないでほしい。

(グループD)

【どんな人なら自分の意見や不満を言いやすい/言いにくいかな】

- ・秘密をも守ってくれる人。
- ・職員同士が共有しあうのが嫌。
- ・明るい人。
- ・理由を正論で返すひと人は嫌。気持ち、考えを受け止めて欲しい。
- ・ズバズバ言ってくる人は嫌。精神的にしんどくなる。
- ・反論してくると何も言えなくなる。

【どんな時に/何について意見を言いたいかな】

- ・この先のこと。高校に行けるのか。
- ・つらい時、不安なことを吐き出したい。
- ・学校に行きたい。一時保護所の職員に行っても、ケアワーカーと話を進めるしかないと言われる。
- ・勉強が苦手なので、内申点が欲しいが、一時保護所にいるのでもらえない。
- ・学校のイベントには、参加できるが授業に出られない。
- ・授業についていけるか心配。

○児童福祉審議会について

(グループA)

- ・どんな仕組みがあるのか当事者に知れ渡っていない。知らないから怪しいものと思ってしまう安心して利用できない。
- ・一度相談ダイヤルに電話しようと思ったことがあるが、携帯電話は持っていない。

いし、親の電話も使いづらいので難しい。

(グループB)

- ・(児童福祉審議会を) 知らない。
- ・学校の授業などで教えて欲しい。
- ・ロングホームルームで取り扱ってはどうか。

(グループC)

- ・子どもの権利ノートの存在は知らない。
- ・ノートは学校で配るようにすればいい。
- ・ノートは家に持ち帰ると親に捨てられる。必要な場合に第三者につなげるような仕組みがあるとよい。
- ・学校の先生がタッチすると親に連絡されてしまうので、直接第三者につなげたい。
- ・いじめアンケートを書いたことでいじめが更に悪化することもある。
- ・話をしたことを親には知られないようにしてほしい。
- ・在宅で危険を感じたら一時保護所に伝わるとよい。

(グループD)

- ・(児童福祉審議会を) 知らない。
- ・子どもの意見箱は無くなった。誰が見ているのか分からない、意見を入れても何も変わらない、なので意見を書かない。

○その他

- ・学校の担任の先生と定期的に面会したい。
- ・ケアワーカーと話をして、話が進むと心の支えになる。
- ・心理司のサポートも心の支え。

◎現在の生活について

- ・1年も一時保護所にいるのは本当にストレス。飽きてしまう。
- ・一時保護所で課されるルールが職員によって違うので統一してほしい。
- ・制限が多い。そこまでする必要はないのではないか。
- ・料理や洗濯など、何も教えてくれない。
- ・最低限のプリントとドリルだけ渡される。教えて欲しくても、教えてくれない。
- ・高校受験の相談にのってくれない。
- ・進路の相談ができない。
- ・「中3なんだから、自分で考えなさい」、「〇〇なんだから、自分で考えなさい」

と言われる。

- 心理司と看護師は話を聴いてくれる。
- 日記を書いているがそれに職員がコメントする。「つらい」と書いたら「自分から逃げな」とコメントされた。
- 不安しかない。「楽しい」、「安心」はない。
- お風呂は一人 15 分以内に入らないといけない。長くしてほしい。
- 片頭痛があるが、薬をもらえない。耐えている。
- 遊び道具がない。カードゲームしかない。飽きた。何もする事がないので娯楽を増やして欲しい。
- 男女間でも話がしたい。

子どもからの意見聴取 ヒアリング概要

日時：5月8日（土）13時00分～14時30分

対象：九州 児童養護施設Aの小学生～高校生8名

<カードを選ぼう>

（グループ1）

【友達や好きな人と集まりたい】

- ・友達と休日に遊んだりしたい。
- ・友達とかと集まる時間は大事。
- ・誰と遊ぶとか言いたくないのに言わないといけない。異性がいると遊んじやいけないって言われた。複数人でその中に異性がいるだけでもダメだった。

【好きな服装や髪型で過ごしたい】

- ・肩出しだめ。短パン履く時は長いスパッツ履かなきゃいけない。夏でもそれだからすごく暑い。
- ・施設によっては厳しいところがあって、そこは小6でも長いスパッツ履かなきゃいけなかった。

【前の学校の友達に会いたい】

- ・遠いところから最近来たから、前の学校の子には会えない。コロナっていうのもあって会っちゃダメって言われる。コロナじゃなくても情報漏れるからだめだけど。

【ネットや本を自由に見たい】

- ・インターネット環境が全くない。職員さんの携帯を前は見せてくれていた。ルールが変わったから今は見せてくれない。
- ・ルールが変わったことも、「ルールが変わったから」しか言われなくて説明がない。
- ・よく分からない本が多い。
- ・ドラマとかも見ていいものに制限がある。録画できないので、消灯時間以降の番組は見る事が出来ない。

【自分の意見を自由に言える】

- ・大人の考えに合うことを言わないと、「言い訳だ」とか「それは違う」と言われる。

【おいしくて栄養がある食事やお菓を毎日食べたい】

- ・ごはんがないと困る。

【親やきょうだいと暮らしたい】

- ・きょうだいは園で暮らしているけど、親は東京、遠くにいる。一緒に暮らしたい。

【他の子と比べられない】

- ・他の子と比べられるのは人権侵害！

【大学や専門学校に進学したい】

- ・この園でも高校に行く子が多いけれど、大学まで行く子はあまり聞かない。でも自分は大学に行きたいし、県外にも出たい。

(グループ2)

【ひみつを守ってほしい】

- ・職員さんにひみつを守ってもらえないことがあった。

【叩かれたり痛い思いをしない】

- ・小さいころに暴力を受けたことがあったので。

【学校に行く日を選びたい】

- ・学校は嫌いで行きたくないから。

【好きな服装や髪型で過ごしたい】

- ・髪形など校則でしぼることは良くない自由でありたい。

【一人暮らししたい】

- ・食事や寝ることなども自分で自由にできるから。

【ゆっくり休みたい】

【友達や好きな人と集まりたい】

【親やきょうだいのことをもっと知りたい】

<アイディア聴かせて>

(グループ1)

○これまでに意見を聴かれたことはあるか

- ・(自立支援計画について知っているか尋ねたところ、) あるのは知っているけど、内容は知らない。
- ・意見を聴かれたことない。
- ・この園に来る前、「ここで良い？」って聴かれて「嫌だ」と言ったけど、この園になった。その説明はほしかった。
- ・自分に関わるルールを作るときには、意見聴いてほしい。自分たちが暮らしやすいように、ではなく大人が仕事しやすいようにルールが変わっていく。自分たちにとっては家なのに、大人にとっては職場だから。結局自分たちは仕事の材料なんだなって思う。
- ・よく分からないルールがあって、なんで？って聴いても「昔いろいろあった」、「大人の事情」で済まされる。
- ・意見箱はあるけど、1階の職員室の近くにあるからそこまでいかないといけない。1階に降りただけでも「何しにきたの？」と聞かれるし。
- ・(新しい仕組みとして、今まで大人だけでルールを作っていたのを、みんなの声を聴くことを必須にしようと思っているけど、どうか。→) 今日話してみてすっきりした。意見聴いてくれるのはとてもいい。

○意見表明を支援する人について

【どんな人なら自分の意見や不満を言いやすい/言いにくいかな】

- ・秘密を守ってくれる人
- ・信頼できてないと無理。
- ・園の職員に裏切られたことあるから無理。言わないでと言ったことを言われて、それが原因で怒られたから言いたくない。
- ・年の近い人。
- ・学校には話せる人いない。園の人かな。
- ・おじさんは口軽そうで嫌だ。

【どんな人なら信頼できるか】

- ・何年も一緒だったら。園の職員になる可能性高い。
- ・ホーム違う職員さんに言いたいと思っても、「まずホームの職員頼って」って言われる。
- ・ここを退所した人とか。でも結構昔にいた人とかは嫌だ。

【どんな場所なら言いやすいか】

- ・園以外。どこから見られているか分からない。
- ・園の面会室は(壁が)ガラスだからいることがバレる。
- ・園は壁が薄い。前部屋で独り言いってたら全部聞かれてた。
- ・園は他の子どもと大人の声も聞こえるし、キッチンとかで大人同士の声も聞こえる。自分のこと話されてるのかなって思う。聞きたくないのに。
- ・今日も(この会場に園の)大人がいて思っていた。いたらこんなカードとか選べない。「ないです」と言うと思う。
- ・ここは嫌だ。不安になる。けど、だからといって別の場所で重い雰囲気の中では嫌だ。
- ・気軽にお話ししたい。

【どんな手段なら相談しやすいか】

- ・手紙は残っちゃうし電話は聞かれる。
- ・LINEは伝わりにくい。
- ・園とは別の場所で口頭で話を聴いてもらうのがいいかな。

○児童福祉審議会・第三者評価について

- ・(ここに不満を言いたいとき的手段として電話をかけるというのがあるけど、)電話だと、園の職員に言わないとか架けられなくて、どこに架けるか聞かれるからとめられる。
- ・他の手段としては手紙かな。スマホは高校生以上だし、支払いは自分になるから持てない子もいる。
- ・(第三者評価と聞いてもピンとこないが)アンケートは知っている。

(グループ2)

○これまでに意見を聴かれたことはあるか

- ・一時保護所に入ったとき、説明されたが、当初聞いた期間より大幅に伸びた。
- ・一時保護はいやだと言ったけれどいかされた。
- ・(自立支援計画って知っていますか?→)聴かれていないと思う。
- ・進路のことで決まっていく時に、自分の気持ちと違った方向に導こうとする時がある。
- ・施設にするか里親にするか聴かれた。
- ・家か施設かは聴かれた。
- ・施設に行くかは聴かれたがよくわからないまま決められた感じ。

○意見表明を支援する人について

【どんな人なら自分の意見や不満を言いやすい/言いにくいかな】

- ・学校の先生には話しやすいが、施設に連絡が入る。
- ・友人にははなしやすい。
- ・話せる職員とそうでない職員がいる。
- ・話しやすい人に言えば、その時はすっきりするけれど、問題が解決されるわけではないので、話をしなければならぬ。考えておくといった返答があるが、時間がかかる場合があるので、速やかに対応してもらいたい。
- ・児童相談所などに依頼しようとするやと止められるような発言があった時もあった。

【どんな場所であれば言いやすいかな】

- ・トラブルを起こした人がいる場所では話したくない。
- ・誰にも聞かれない個室が良い。

○児童福祉審議会について

- ・知っている。電話だけではなく、手紙も活用できると良いと思う。
- ・（児童福祉審議会以外の権利機関は、）つくることについては賛成。

○第三者評価について

- ・意見を聴かれたりしたことはある。

○その他

◎「これだけは」ということがあれば

- ・今日言ったこと全部。
- ・「誰が言ったの？」とか言われるから嫌だ。
- ・（「●●と書いていました」ではなく、「～という話題があったので、私は子ども達が●●と思っていのではないかなって感じました」という形で言うか。→）それであれば、グラウンドでもっと遊びたい。
- ・規則で制限されている内容について、その理由をわかりやすく納得できるように説明してもらいたい。
- ・措置延長については20歳になったその年度末までに延ばしてもらいたい。
- ・安心した生活はできるが、楽しくない面がある。
- ・インターネット・W i f i 環境を整備してほしい。
- ・施設出身者（O B ・ O G）の訪問による情報提供がほしい。

子どもの意見聴取 ヒアリング概要

日時：5月9日（日）14時40分～16時10分

対象：九州 児童養護施設Bの高校生4名

<カードを選ぼう>

【もっと遊びたい】

- ・門限が決まっているから。門限は18時。
- ・コロナで色々言われて遊べない。外出禁止になった。

【もっとゲームしたい】

- ・何時までって決まっているからやりにくい。家だと（AM）4時までやったりするけど、ここだとそれが出来ない。
- ・12時にやめろと言われる。

【傷ついた心の手当を受けたい】

- ・周りに傷ついている子がいる。自分のせいで傷ついている子がいることに気付いてほしいし、傷ついている子を見つけしてほしい。

【ネットや本を自由にみたい】

- ・施設のW i f iは壊れているから全く使えない。
- ・親の許可があって、バイト代で料金払える人は携帯使えるけど、バイト禁止の高校だからできない。

【一人暮らししたい】

- ・今年施設を卒業するので。お金はバイトをして貯めようかなと思っている。

【施設／里親家庭で生活する理由を知りたい】

- ・自分は知っているけど知らない子もいる。

【ゆっくり休みたい】

- ・学校から帰ってきて疲れていても、周りの子がうるさくてゆっくりできない。行事でひっぱり出される。劇の練習をしないといけないとかがある。

【大学や専門学校に進学したい】

- ・行きたいけど大学進学について親から反対されている。あと猶予は1年半くら

いあるが話を進めない。

【前の施設の友達と会いたい】

- ・児相に言ったけど、前の里親の場所だから行くのはダメって言われた。連絡先を聴くのもダメって言われた。

【友達や好きな人と集まりたい】

- ・他のクラス（施設の別ユニット）に入るのはダメって言われている。家族も入ったらダメ。

<アイディア聴かせて>

○これまで意見を聴かれたことはあるか

◎一時保護について

- ・説明は記憶にない。
- ・（一時保護所に行くときは）共同生活の体験をしようねという説明だったと思う。
- ・長々と説明された。

◎施設に入るとき

- ・施設に入るとき、大人は施設の説明をしてくれて、楽しそうと思った。
- ・記憶にない。10年以上前だから。
- ・記憶にないけど、見学に行ってここでもいいかなと思った。
- ・施設に入るとの説明はされました。

○意見表明を支援する人について

【どんな人なら自分の意見や不満を言やすい/言いにくいかな】

- ・だれでもいい。
- ・いろんな人に話を聴かれることに慣れたからどっちでもいい。誰でもいい。
- ・対面がいい。
- ・同性がいい。話を聴かれない。

【どんな場合に意見を言いたいかな】

- ・会いたい人に会うのに親に確認しないといけないのが嫌。
- ・（反対に大人に意見聴いてもらってうれしかったなという経験は）ある。携帯ほしいと言ったら聴き入れてくれた。

【どんな手段なら相談しやすいかな】

- ・施設以外の人に電話するときは施設を通すことになっている。
- ・[意見を聴いてくれる委員]に電話するのも施設職員を通して連絡した。
- ・(携帯がない場合、施設の人に言いたくないことを第三者委員に連絡する方法ってどうするか。→) 無理。連絡できないから自分で解決する。
- ・(施設に来るというプランがいい?→) いいと思う。
- ・(毎週何曜日など定期的に来る方がいいのか、呼んだら来るっていうのがあるのか。→) 呼んだら来るのがある。

○児童福祉審議会について

- ・聴いたことがある。(1名)
- ・知らない。(3名)
- ・(児童福祉審議会につながる電話が9時~17時だが電話はできるか。→) 学校ではスマホを切っているのでかけられない。公衆電話も学校にない。夜間と土日に電話がつながるようにしてほしい。
- ・アドボケイトのカードは小さくてなくなった。

○その他

- ・権利ノートは持っていない。(2名)
- ・自立支援計画はないと思う。
- ・バイト禁止の高校だから、携帯持てない。バイトできるように学校に掛け合ったけど、「施設だからって、携帯持つためにバイトしていいとか甘い考えがある」と言われた。
- ・[意見を聴いてくれる委員]と仲良しになった。
(なんで仲良しになれたのか。→) 優しくそうなおばあちゃんだったし、いい事しか言わない。
- ・(子どもの声を仕組みに反映することについてどう思うか。協力してくれますか。→) うんと首を縦に振る。
- ・(20歳の誕生日まで施設に居られることは) 知らない。

子どもからの意見聴取 ヒアリング概要

日時：5月11日（火）13時30分～15時00分

対象：関東 児童自立支援施設の中学生～高校生4名

<カードを選ぼう>

（グループ1）

【ネットや本を自由に見たい】

- ・何が流行っているのか知ることができない。
- ・ニュースを見る時間も限られるので、社会の動きがわからない。
- ・年齢相応と思われる内容の本も制限されている。
- ・調べごとのためにネットは必要。

【親やきょうだいのことをもっと知りたい】

- ・親が離婚していて、それ以前の自分の過去を教えてもらえない。

【親やきょうだいともっと会いたい】

- ・甘えたり思い切りわがままを言えるのは親。先生に対しては遠慮してしまう。

【好きな服装や髪型で過ごしたい】

- ・一律にスポーツ刈りにする必要性がわからない。

【もっと遊びたい】

- ・もっと体を動かす時間を増やしてストレスを発散したい。

【その他】

- ・お小遣いが足りない。趣味や資格の勉強にお金が必要。
- ・消灯時間が早い。

（グループ2）

【ネットや本を自由に見たい】

- ・趣味に関係する本が施設にない。
- ・将来目指している職業に関する情報が少ない。ネットなどで調べたい。
- ・好きな音楽を聴きたい。

【学校に行く日を選びたい】

- ・学校のスケジュールが大変だと感じるときもあり、柔軟にしたい。

【施設で生活する理由を知りたい】

- ・以前に聴いたことはあるが、細かいことまでは教えてくれなかった。
- ・先生に遠慮してしまい聴きづらい

【ゆっくり休みたい】

- ・学校の休憩時間が少ない。消灯時間が早くてすぐには寝付けないので、その分スケジュールにゆとりを持たせてほしい。

【好きな服装や髪型で過ごしたい】

- ・好きな髪色、髪型にしたい。
- ・学校で私服を着たい。

<アイデア聴かせて>

(グループ1)

○これまでに意見を聴かれたことはあるか

- ・施設に行くことは一週間前に言われて心の準備ができなかった。
- ・大人の都合で支配されていると感じる。子どもには詳しいことを知らせたくないのではないかと感じる。
- ・自分のことなのに、ケースワークの進捗状況がわからない
- ・こういうタイプの施設だとは想像していなかった。
- ・自由にしたかったので施設に行くことには反対だったが、理由の説明はあったが、納得できない。

○意見表明を支援する人について

【どんな人なら自分の意見や不満を言いやすい/言いにくいかな】

- ・嘘や隠し事をしない人。素直で正直な人。
- ・上っ面だけの人は嫌だ。気持ちにより添ってくれる人がいい。
- ・ネチネチ言わない人がいい。
- ・自分の年齢に近い人がいい。

【どんな場所なら言いやすいかな】

- ・1対1で静かな場所で話したい。
- ・堅苦しいよりは緩い雰囲気の方が話しやすい。
- ・関係者が周囲にいない環境がいい。

- ・知らない人が急に話を聴きに来るのは怖い。定期的（月1回など）に来てくれたらこちらにも意見をまとめられる。

○児童福祉審議会について

- ・児童福祉審議会は知らない。
- ・外部との連絡が制限されているので、電話でのアクセスは難しい。
- ・はがきの方がやりやすいかもしれない。

○その他

- ・寮のルールづくりを子ども達で討議して行ったことがある。納得感が持てて良かった。

（グループ2）

○これまでに意見を聴かれたことはあるか

- ・自分がなぜここにいるかは自分が一番わかっているのに、意見を聴かれるといってもイメージが湧かない。
- ・少年院か自立支援施設か、説明を受けて自分の意見を聴いてくれた実感はあった。

○意見表明を支援する人について

【どんな人なら自分の意見や不満を言いやすい/言いにくいかな】

- ・優しい人。
- ・見相の自分の担当の人がいい。

【どんな場所なら言いやすいかな】

- ・周囲に聴かれない場所がいい。1対1で対面がいい。
- ・ファミレスなどがいい。

○児童福祉審議会について

- ・文章で書くと誤解を招くので、電話でアクセスするのが良い。
- ・権利ノートのはがきを活用するのも良いのではないかな。
- ・SNSでのやりとりがあるならやってみたい。時間を気にしなくて良いので。

○その他

- ・寮のルールを皆で討論して改訂したことがあった。また、先生から事前にこれで良いか確認してくれたこともあった。納得感が持てて良かった。